各課長 (環境管理推進者) 様

環境課長(環境管理事務局長)星野 明久 (公印省略)

練馬区役所プラスチック削減指針の策定について (通知)

日頃より、環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)の取組にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、令和元年12月2日付け1練環環第1547号「使い捨てプラスチック使用状況の調査」にご協力いただき、ありがとうございました。

近年、プラスチックごみが大量に自然界に流出し、生態系ひいては人体への影響が懸念されています。まずは、率先して区役所自身が行動するため、事務事業におけるプラスチック削減指針を下記のとおり策定しました。

環境管理推進者各位におかれましては、貴所属職員へ周知し、プラスチックごみの発生抑制に 向けて積極的に取組を進めていただくようお願いします。

記

- 1 練馬区役所プラスチック削減指針 別紙のとおり
- 2 指針の適用

令和2年4月1日から

ただし、指針第2に記載する以下の事項は令和2年1月から前倒しで取り組んでください。

(1) 庁内売店でのレジ袋の原則廃止

環境管理推進者各位におかれましては、貴所属職員に対し、マイバッグ使用等により、レジ袋の受取を自ら辞退するよう率先行動の促進を徹底してください。

環境部では、職員が昼休みの弁当購入の際などに、レジ袋を受け取らなくてすむようエコバッグシェアコーナーを設置し、レジ袋削減行動に取り組んでいます。

- (2) 庁内食堂等でのストローの原則廃止
- (3)会議運営等におけるペットボトル飲料提供の原則廃止上記以外についても可能なものから前倒して実行してください。
- 3 その他

指針に関する契約等の具体的な対応は、令和2年度当初契約に関する通知とあわせてお知らせします。

今年度策定予定の環境基本計画 2020 においても、プラスチックごみへの対応を強化します。 素案は、現在パブリックコメントで意見を募集しています。全庁共有の環境計画推進係フォルダ でもご覧いただけます。

> 【担当】環境課環境計画推進係 小池、髙橋、小林 内線 8822、8824